

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子父子寡婦福祉資金貸付・償還管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和5年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 母子父子寡婦福祉資金貸付金は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第13条、第31条の6、第32条及び附則第3条、第6条の規定に基づき、母子、父子、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、扶養している児童の修学に必要な資金や技能習得資金、生活資金等を無利子又は低利子で貸し付けるものである。</p> <p>【事務の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・申請受付(県保健福祉事務所は、各申請書及び所得状況等添付書類の内容確認を行い受理する。申請書等の記載内容に基づき、申請者情報をシステムに入力する。)・貸付審査(申請書等の記載内容・添付書類の情報を基に貸付審査会で審査を行う。貸付が適当と認められた者に対し、「借用証書」「印鑑登録証明書」等必要書類の提出を求める。)・貸付(貸付決定通知書を送付し、定められた日に資金を貸与する。)・変更処理(氏名、住所、振替口座等の変更があった場合には、変更処理を行う。また、一括償還や繰上償還等、償還方法の変更処理も行う。)・通知送付(償還開始事前通知や償還開始通知、償還完了通知等、各通知の発行・発送処理を行う。)・帳票作成・管理(未納者一覧表、償還実績表、貸付・償還状況一覧表等の作成及び管理を行う。)・債権管理(未収金のある方へ督促状及び催告書、債務承認書を送付する。必要に応じて電話督促や訪問徴収等も行う。)
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 43の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号。)第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【提供側】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号 別表第二の26, 30, 87の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第6号まで <p>【照会側】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号 別表第二の63の項・別表第二主務省令第34条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県子育て支援局子ども福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1408 FAX:055-223-1409 (各地域県民センターにおいても受付可)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県子育て支援局子ども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1459 FAX:055-223-1509

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 神宮司 易	課長 小野 眞奈美	事後	人事異動
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月30日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	時点修正
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月30日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 小野 眞奈美	課長 下條 勝	事後	人事異動
平成30年4月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26. 30.	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26. 30.	事後	主務省令の改正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山梨県福祉保健部子育て支援課	山梨県子育て支援局子ども福祉課	事後	組織改編
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 下條 勝	課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	山梨県福祉保健部子育て支援課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	山梨県子育て支援局子ども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	事後	組織改編
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IV リスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	時点修正
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	時点修正
令和3年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	時点修正
令和3年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	時点修正
令和4年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	時点修正
令和4年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	時点修正
令和5年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	時点修正
令和5年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	時点修正